

バドミントンプレーヤー廣田彩花後援会規約の一部改正について（案）

1 改正理由

2020年東京オリンピック競技大会の1年延期が決まったため。

2 改正部分

第9条中「2020」を「2021」に改め、「ただし、入会2年度目以降の会員は、第7条に規定する年度当たりの会費を納入することをもって、その会員資格が継続するものとする。」を削る。

第12条中「2020」を「2021」に改める。

第20条中「2020」を「2021」に改める。

3 施行日

令和2年 月 日

▼バドミントンプレーヤー廣田彩花後援会規約（改正案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（会員資格の有効期間・退会等）</p> <p>第9条 会員の有効期間は、入会から<u>2021</u>年度末までとする。ただし、入会2年度目以降の会員は、第7条に規定する年度当たりの会費を納入することをもって、その会員資格が継続するものとする。</p> <p>（役員の選出及び任期）</p> <p>第12条 役員は、会員の中から総会において選任する。</p> <p>2 役員の任期は、<u>2021</u>年度末までとする。</p> <p>3 役員に欠員が生じた場合、会員の中から総会において選任する。</p> <p>（期間と解散）</p> <p>第20条 本会は、2020年東京オリンピック競技大会の開催日の属する年度末（<u>2021</u>年度末）をもって解散する。</p> <p>2 廣田彩花選手の申し出により、選手としてオリンピックを目指すことを断念した場合は、当該年度末をもって解散する。</p> <p>3 本会の継続を望む場合は、役員会の3分の2以上の賛成で継続できるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、令和2年 月 日から施行する。</p>	<p>（会員資格の有効期間・退会等）</p> <p>第9条 会員の有効期間は、入会から2020年度末までとする。ただし、入会2年度目以降の会員は、第7条に規定する年度当たりの会費を納入することをもって、その会員資格が継続するものとする。</p> <p>（役員の選出及び任期）</p> <p>第12条 役員は、会員の中から総会において選任する。</p> <p>2 役員の任期は、2020年度末までとする。</p> <p>3 役員に欠員が生じた場合、会員の中から総会において選任する。</p> <p>（期間と解散）</p> <p>第20条 本会は、2020年東京オリンピック競技大会の開催日の属する年度末（2020年度末）をもって解散する。</p> <p>2 廣田彩花選手の申し出により、選手としてオリンピックを目指すことを断念した場合は、当該年度末をもって解散する。</p> <p>3 本会の継続を望む場合は、役員会の3分の2以上の賛成で継続できるものとする。</p>